

あいちトリエンナーレ 2016 公式ガイドブック出版等業務プロポーザル募集要領

以下のとおり、あいちトリエンナーレ 2016 公式ガイドブック出版等業務に係るプロポーザルを募集します。

1 趣旨

あいちトリエンナーレ 2016 公式ガイドブックを以下の視点から制作・出版し、併せて、書店での販売や様々な PR 方策を通じて、あいちトリエンナーレを美術の関心層だけでなくそれ以外の層に対しても広報する。

- ①愛知県に土地勘のない者でも、あいちトリエンナーレ 2016 の会場に円滑に行くことができ、利用者にとって使い勝手がよいもの。
- ②会場となる名古屋市、豊橋市、岡崎市を中心に街の特徴を読者の興味関心を惹く内容で編集し、各会場を巡ってみたい、旅をしたいと感じさせるもの。

2 業務内容

公式ガイドブック作成（編集・デザイン）、印刷製本、出版
ポケットマップ作成（編集・デザイン）、印刷、修正、増刷

3 契約期間

契約締結日から平成 28 年 月 日（ ）まで（詳細は契約時に決定）

4 委託金額限度額

金 9,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内とします。

※本事業は平成 28 年度の予算成立を前提としていることから、今後予算不成立及び金額に大幅な差異が生じた場合は、別途協議します。

※平成 27 年度支払額：1,000,000 円以内、平成 28 年度支払額：8,000,000 円以内

5 選定方法

本募集は、応募者の考え方や具体的な業務遂行に関する能力等を「提案」を通して評価し、受託者を選定するものです。したがって、実際の業務実施にあたっては、必ずしも当該受託者の提案どおりに実施するものではありません。

選考については、期限までに提出された企画提案書及び見積書により書面審査を行った上で、事業の遂行能力等を総合的に判断し、選定します。

6 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この募集要領公表日から受託候補者選定日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

7 応募手続き

応募者は、以下の提出書類を作成し、持参又は郵送により提出してください。

- (1) 提出書類（詳細は別紙「企画提案書について」参照）
 - ア 企画提案参加申出書（様式 1 による） 8 部（正：1 部、副 7 部）
 - イ 団体概要書（様式 2 による） 8 部（正：1 部、副 7 部）
 - ウ 企画提案書（様式 3 による） 8 部（正：1 部、副 7 部）

エ 見積書 8部(正:1部、副7部)

※消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

(2) 提出期限

平成27年11月25日(水)午後5時30分まで(郵送の場合は必着のこと)

(3) 提出先

〒461-8525 名古屋市東区東桜1-13-2 愛知芸術文化センター6階

あいちトリエンナーレ実行委員会事務局

電話 052-971-6127

E-mail geijutsusai@pref.aichi.lg.jp

8 企画提案に関する質疑

企画提案に関する質問については、電子メールで上記アドレスに送付願います。

(1) 提出期限

平成27年11月18日(水)午後5時30分まで(必着)

(2) 質問に対する回答

すべての質疑内容を11月20日(金)までにあいちトリエンナーレ公式Webサイトに掲載し、お知らせします。

9 提出書類に不備があった場合の取扱い

提出書類に不備があり、提出期限までに整備できない場合、当該応募は無効とします。なお、すでに提出された書類は返却しませんので、ご了承下さい。

10 審査及び委託先の決定

あいちトリエンナーレ実行委員会関係者等で構成する審査会において書面審査を行い、受託候補者1者を選定し、その者と契約内容を協議の上、委託契約を締結します。

なお、受託候補者との契約等に係る協議が不調に終わった場合、次順位の応募者と協議し契約を締結することとします。

11 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後に書面で通知します。なお、審査経過・結果に関するお問い合わせには一切お答えできませんので、ご了承ください。

12 スケジュール

企画提案募集開始	平成27年10月28日(水)
提案書提出期限	平成27年11月25日(水)午後5時30分
受託候補者選定、審査結果通知	平成27年11月下旬
契約締結・業務開始	平成27年12月初旬

13 その他

(1) 応募に要する経費については、各応募者の負担とします。

(2) 企画提案は、1提案者につき1点とします。

(3) 提出された企画提案書等の書類は返却しません。

(4) あいちトリエンナーレ2016公式ガイドブックの著作権は、あいちトリエンナーレ実行委員会に帰属するものとし、受託者には著作権を設定するものとします。